

登録票（許可証）再交付申請

登録票(許可証)を破り、汚し又は失ったときには、次の書類を添えて再交付申請を行うことができます。

- ①登録票(許可証)再交付申請書(規則第11条の3別記第13号様式)
- ②破り、汚した登録票(許可証)

(提出部数及び手数料)

令和2年4月1日現在

業種	提出部数	手数料
製造（輸入）業	1部	4,100円（現金）
毒物劇物販売業	1部	4,000円（現金）
特定毒物研究者	1部	無料

登録票(許可証)再交付申請書の記載上の留意点は次のとおり。

- (1) 登録番号及び登録年月日は、登録票と照合し正確に記載すること。
- (2) 登録年月日は、登録票に記載されている有効期間の始期年月日を記載すること。
- (3) 製造所(営業所、店舗、研究所)の所在地及び名称は、登録票(許可証)に記載されていたとおり記載すること。
- (4) 再交付申請の理由は、破り、汚し、失ったのいずれかの理由にチェックを入れること。
- (5) 申請年月日は、提出日を記載すること。
- (6) 住所及び氏名は、登録票(許可証)に記載されていたとおり記載すること。